モバイルサービスをめぐる政策動向

2019年3月8日

秋　本　　芳　徳

１．モバイルサービス等の適正化

２．電気通信事業法改正（案）の概要

３．「モバイル市場の競争環境に関する研究会」
　　中間報告書骨子（案）

４．第五世代移動通信システム（５Ｇ）

５．電波法改正（案）の概要

1．モバイルサービス等の適正化

モバイル市場の公正競争促進に関するこれまでの取組

（１）料金その他の提供条件の適正化

■ ニーズに応じた料金プランの導入

➢ ライトユーザ向け料金プラン等の導入の要請（2015年）など

■ 期間拘束（2年縛り・4年縛り）の見直し

➢ 違約金及び2年経過後の通信料金の支払のない解約の実現の要請（2018年）など

→いまだスイッチングコストの抜本的な引下げが行われていない

（２）端末販売の適正化

■ 行き過ぎた端末購入補助の適正化

➢ ガイドラインの制定（2016年）、合理的な負担額の明確化（2017年）など

→規律が及ばない販売代理店による独自値引きが横行

■ 中古端末の流通促進

➢ 下取り端末の流通・販売制限の禁止（2018年）など

→通信料金と端末代金の区分が不分明

端末購入を条件とした、行き過ぎた割引・キャッシュバック等を禁止。

（３）MVNO促進（接続料の適正化）

■ 接続料の算定方法の見直し

➢ 原価からの営業費の除外（2010年）、当年度精算の導入（2014年）、利潤の算定方法の厳密化（2017年）など

NTTドコモ（シェア38.3%）

KDDIグループ（シェア27.5%）

ソフトバンクグループ（シェア22.9%）

楽天モバイルネットワーク（2019年10月サービス提供開始予定）

ネットワークの貸出し（接続・卸）

接続料卸料金

MVNO（シェア11.3%）

（４）SIMロック解除の推進

■ SIMロック解除に応じることを義務づけ（中古端末を含む）

➢ ガイドラインの制定（2014年）、解除が可能となるまでの期間の短縮（2017年）、中古端末の対象への追加（2018年。2019年9月から解除可能。）など

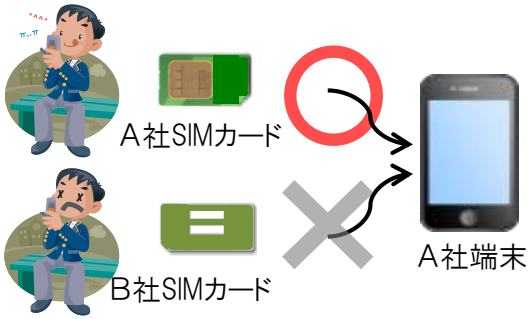

＜SIMロック解除可能な時期＞

一括払いの場合	即日
割賦払いの場合	100日経過後

消費支出における通信費（二人以上世帯のうち勤労者世帯）

消費支出における通信費の推移（月平均）

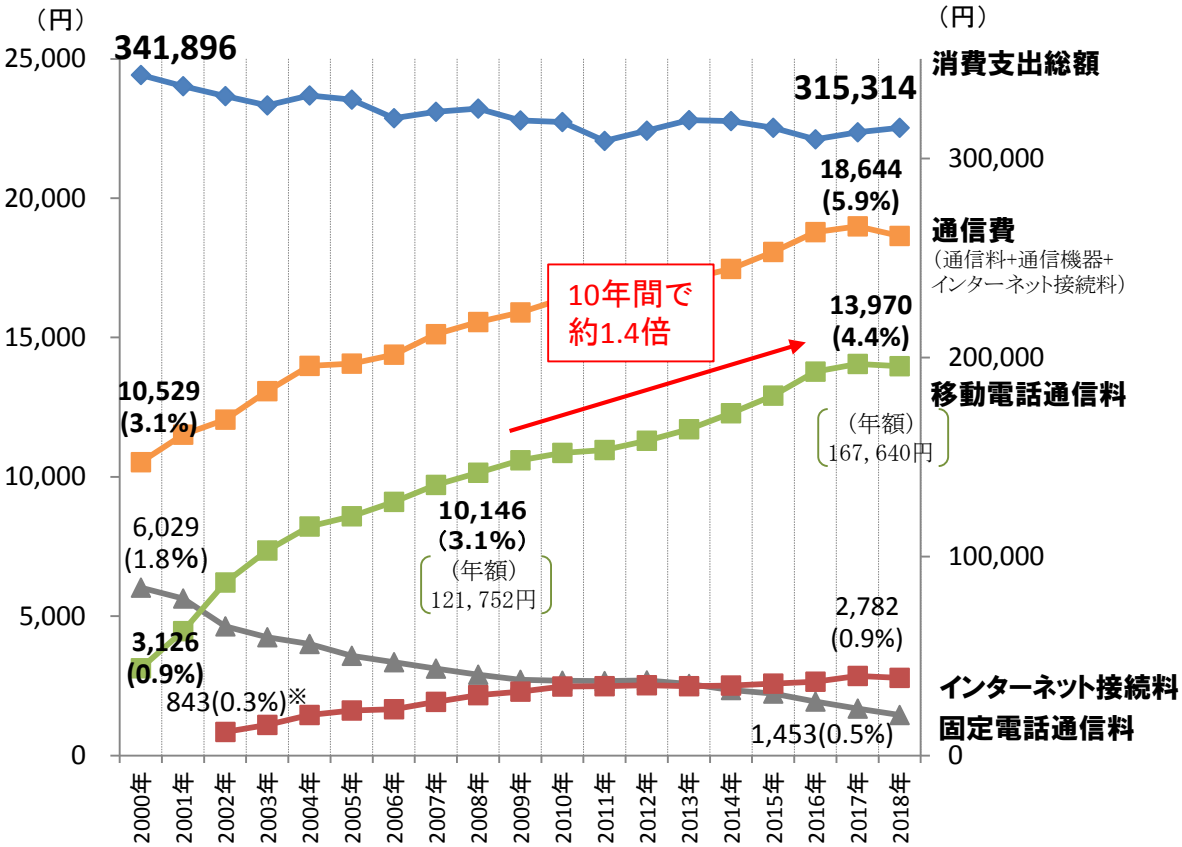

※ 2000年及び2001年はインターネット接続料の調査結果がないため、2002年のものを記載。

2018年の消費支出（月平均）

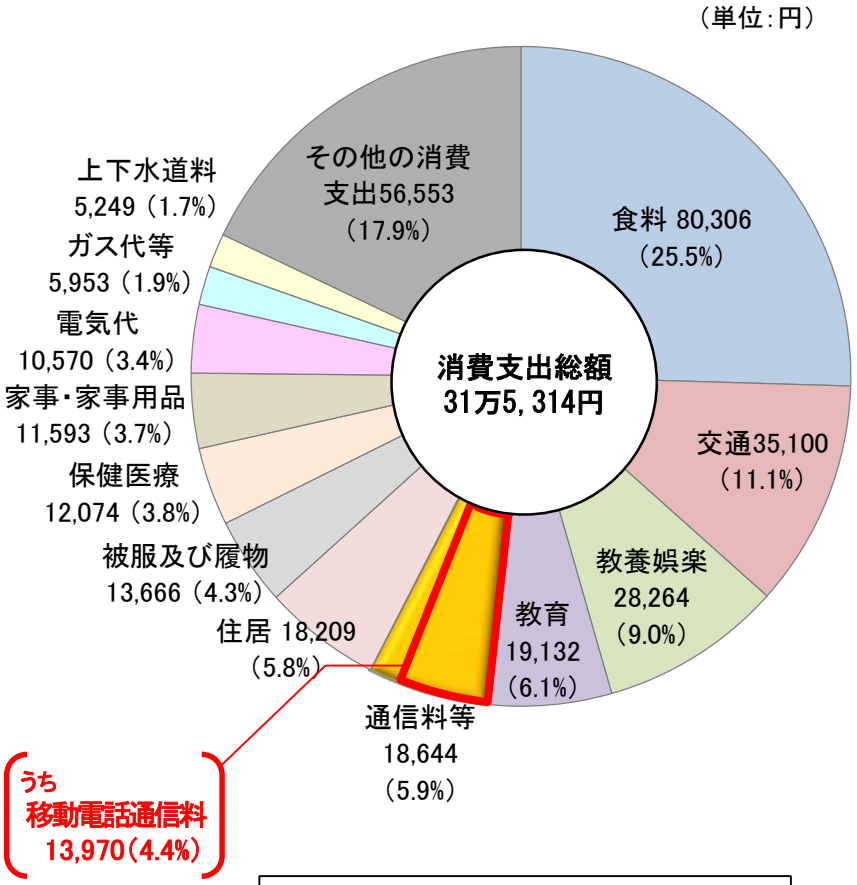

半期（年度）ごとの推移（単位：円）

	2014年度		2015年度		2016年度		2017年度		2018年度
	上期（4～9月）	下期（10～3月）	上期（4～9月）	下期（10～3月）	上期（4～9月）	下期（10～3月）	上期（4～9月）	下期（10～3月）	上期（4～9月）
消費支出	306,651	324,032	312,563	314,957	303,596	315,206	307,900	318,135	311,990
移動電話通信料（消費支出に占める割合）	12,174 (3.97%)	12,661 (3.91%)	12,980 (4.15%)	13,438 (4.27%)	13,725 (4.52%)	14,023 (4.45%)	13,962 (4.53%)	14,082 (4.43%)	13,834 (4.43%)

注：各期の数値は、月当たりの平均値を記載。

固定電話通信料	1,453円	(0.5%)
インターネット接続料	2,782円	(0.9%)
移動電話通信料	13,970円	(4.4%)
通信機器	440円	(0.1%)
計（通信費）	18,644円	(5.9%)

（出典）総務省「家計調査」から作成

先進諸国における市場シェア１位の携帯事業者の通信料金の推移

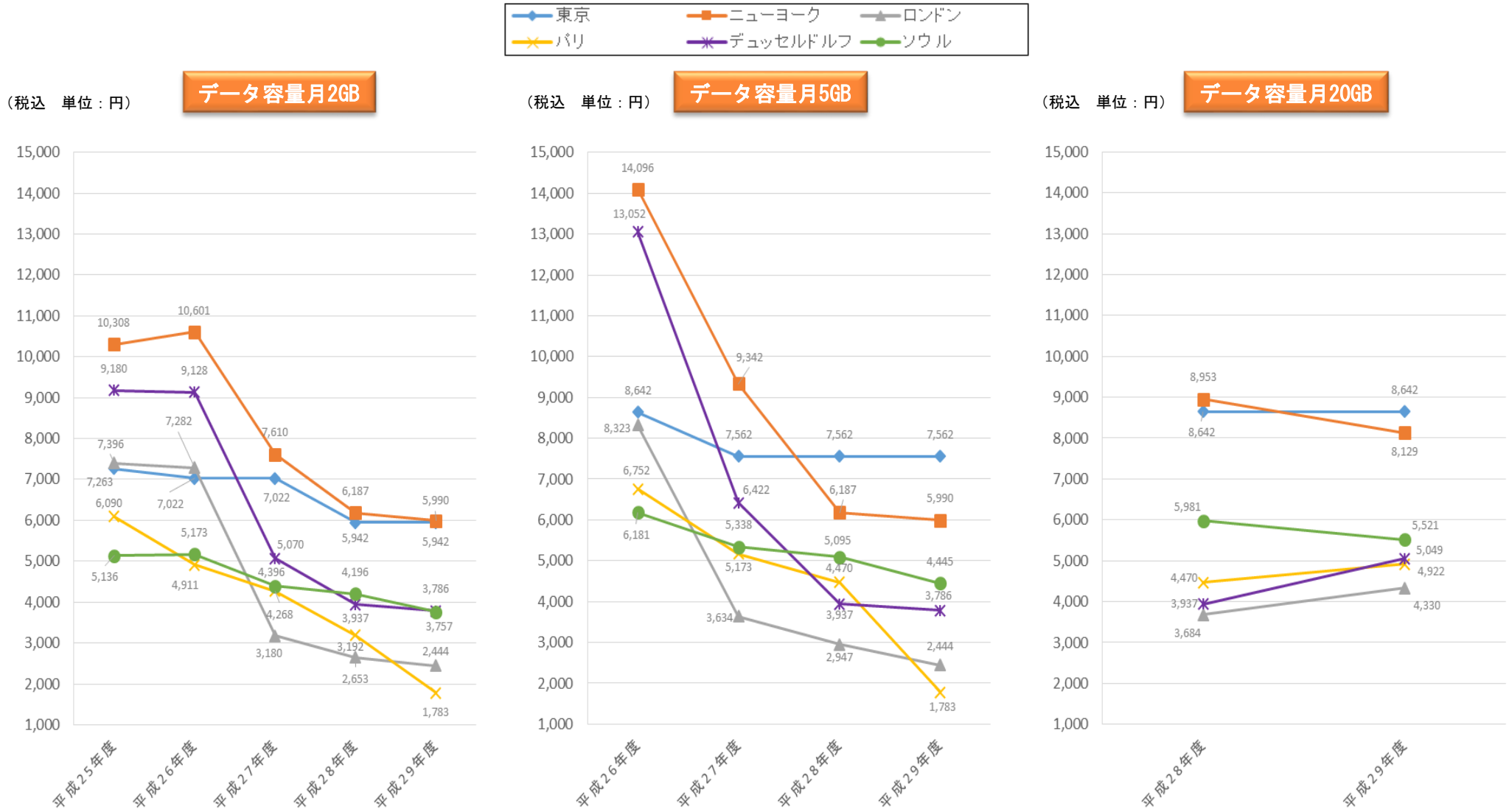

（注１）各年度において通貨換算に用いる購買力平価の値がそれぞれ異なる。　（注２）各年度において設定しているモデルの音声通話の分数は異なる。
（注３）シェアの変動により、年度によって対象事業者が異なる場合がある。
（注４）平成25年度において東京は音声通話料金従量制のプランとなっており、同年度の東京の支払額は同年度のモデルの音声通話の分数を使用したもの。
（注５）データ容量月5GBは平成26年度から、データ容量月20GBは平成28年度から通信料金を調査している。　（注６）平成25年度及び平成26年度は各年12月現在の通信料金を調査している。
（注７）平成28年度においてデュッセルドルフではデータ容量月20GBプランを提供していなかったため、提供プランの中で最も容量が多い（15GB）プランで比較。

モバイル市場のシェアの現況

（2018年9月30日時点）

- 現在のモバイル市場は、実質的に大手携帯電話事業者（MNO）3グループに収れんしている。MNOから設備を借りてサービスを提供する事業者（**MVNO**）のシェアは**11.3%**。
- **楽天**モバイルネットワーク株式会社が**2019年10月**からMNOとしてサービス提供開始予定。

NTTドコモ
（シェア**38.3%**）

docomo

KDDI グループ
（シェア**27.5%**）

au

UQ WiMAX　UQコミュニケーションズ

ソフトバンク グループ
（シェア**22.9%**）

SoftBank　Y! mobile

WIRELESS CITY PLANNING　Wireless City Planning

楽天モバイルネットワーク
（2019年10月サービス提供開始予定）

ネットワークの貸出し

接続料の支払い

55万円～77万円
（10Mbps当たり・月額）

Rmobile　IIJ　OCN

MVNO（シェア**11.3%**）

mineo　BIGLOBE

2. 電気通信事業法改正（案）の概要

電気通信事業法の一部を改正する法律案について

○ モバイル市場の競争の促進及び電気通信市場の環境の変化に対応した利用者利益の保護を図るために、電気通信事業法の一部を改正し、必要な措置を講ずる。

モバイル市場の競争の促進

■ 事業者間の競争が不十分

☜ 大手3社による寡占（シェア9割）

☜ 端末代金と通信料金が一体化し、利用者に分かりにくく不公平。

■ 競争を促進するための基本的なルールを整備

○ **通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束などの行き過ぎた囲い込みの是正のための制度を整備。**

販売代理店への届出制度の導入

■ 販売代理店への指導は一義的には事業者に委ねられ、行政の現状把握が不十分

■ 販売代理店の業務の適正性の確保に資する制度を整備

○ **販売代理店に届出制度を導入することで、販売代理店の不適切な業務の是正の実効性を担保。**

事業者・販売代理店の勧誘の適正化

■ モバイル・FTTH等の苦情・相談は高い割合で推移

☜ 分野別の相談件数（2017年度）で見ると、「インターネット接続回線（FTTH含）」は3.3万件（3位）、「移動通信サービス」は2.4万件（8位）
（出典：全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET））

■ 利用者の利益の保護のためのルールを強化

○ **自己の名称等を告げずに勧誘する行為等を抑止することで、利用者利益の保護を強化。**

改正内容（１） モバイル市場の競争の促進

○ 現在のモバイル市場は大手3社が約9割のシェアを占める寡占的状況であり、競争が不十分との指摘。
○ **モバイル市場の競争を促進**するため、競争を阻害するおそれがある一定の行為を禁止する。

現状・課題

携帯電話事業者の以下の行為により、競争が働く前提である**利用者による適切かつ自由なサービス選択が阻害**。

① 通信料金と端末代金の分離の不徹底

■ 購入する**端末により通信料金が異なる**※など、料金プランがわかりづらく、正確に理解して**事業者・サービスを比較することが困難**。

※ 利用者間の不公平感も惹起。

② 行き過ぎた囲い込み

■ 高額な違約金を伴う2年縛り・自動更新や4年縛りにより、**利用者を過度に囲い込み**。

改正法による措置

競争を行う際の**最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・販売代理店に対して以下の規律を設け、モバイル市場の公正な競争を促進**。

① 通信料金と端末代金の完全分離

■ **端末の購入等を条件とする通信料金の割引等**の利益の提供※を約すること**を禁止**。

※ 端末代金の割引やキャッシュバック等。

→ **通信料金単体での比較・競争を促進**。

② 行き過ぎた囲い込みの禁止

■ **契約の解除を不当に妨げる提供条件**を約すること**を禁止**。

→ **利用者による自由な事業者乗換えを促進**。

➢ **違反した場合は業務改善命令の対象**

＜想定される料金プランの見直しイメージ＞

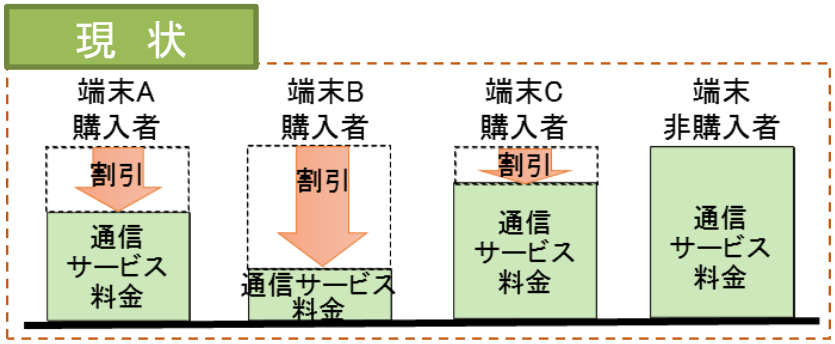

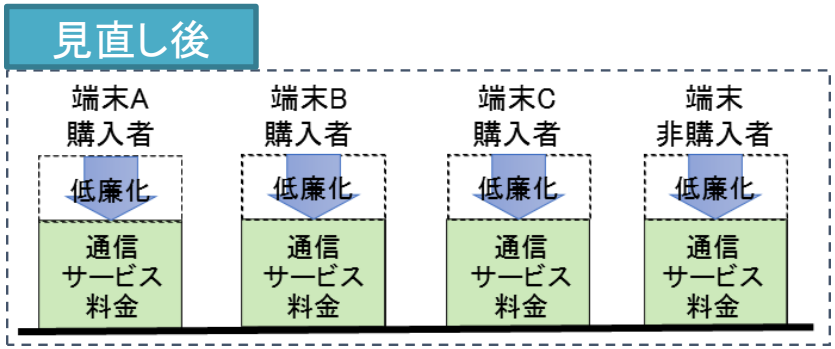

改正内容（２） 販売代理店への届出制度の導入

○ 販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、**販売代理店についての事前届出制度を導入する**。

現状・課題

販売代理店への指導は一義的には事業者に委ねられており※、**行政の現状把握が不十分。**

■ 現在、行政が販売代理店を迅速・適確に把握する手段がない。
（現在は、一部のみ電気通信事業者（携帯電話サービス、FTTHサービス等を提供する者のうち契約者数1万以上の者）からの報告により把握）

販売代理店の契約関係のイメージ

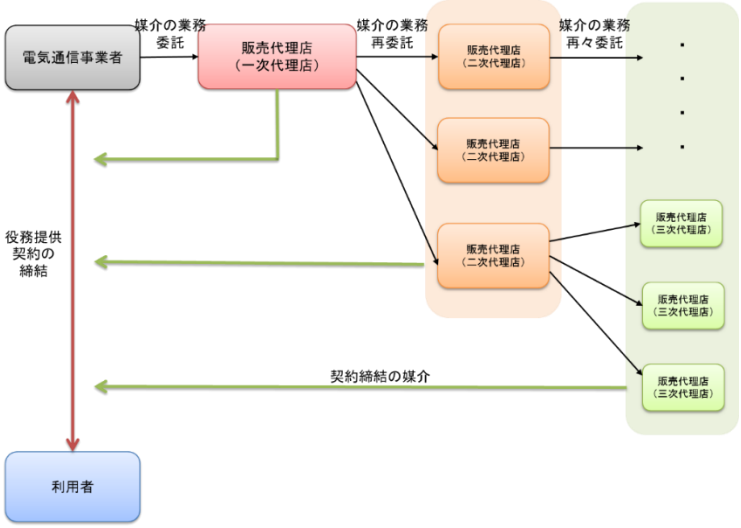

※ 電気通信事業法第27条の3において、電気通信事業者は、委託先の販売代理店の業務の適正かつ確実な遂行を確保するため、指導等の措置を講じなければならない旨を規定。

改正法による措置

販売代理店の業務の適正性の確保を図るため、**行政が販売代理店を直接把握するための制度を整備**。

■ 一定の通信サービス※の契約の締結の媒介等の業務を行う販売代理店について、総務大臣に対する事前届出制度を導入。
※ 携帯電話サービス、FTTHサービス、ISPサービス、電話サービス等の一般向けサービス

届出事項

① 販売代理店の名称・住所・代表者氏名
② 取り扱う通信サービスの事業者名等
③ 直接の委託元（電気通信事業者又は販売代理店）の名称等
④ 取り扱う通信サービスの区分　等

➢ 販売代理店の迅速・的確な把握により、**法の規定**※**の適切な履行の監督**及び**これらの違反に係る業務改善命令の円滑な執行を担保。**
※ 既存の規定：提供条件の説明義務、不実告知等の禁止
新たな規定：改正内容（1）及び（3）

改正内容（３） 事業者・販売代理店の勧誘の適正化

○ 電気通信事業に関する利用者の苦情・相談が多数生じていることに対応し、**利用者の利益の保護のためのルールを強化する**。

現状・課題

近年、モバイル・FTTH分野に関する**利用者からの苦情・相談は高い件数で推移**。

■ 苦情・相談の要因には、既存の利用者保護規律で対応できない次のような行為がある。
- 勧誘主体等について誤解を与える勧誘
- 勧誘目的であることを明示しない勧誘

【苦情の例】
「大手通信事業者からの電話だと思い契約したが、別の事業者だったので解約したい」
「契約プランの変更と思ったら別会社との契約になっていた」

→ 利用者のニーズに応じたサービス選択を阻害

電気通信サービスに係る苦情相談件数
（全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）及び総務省）

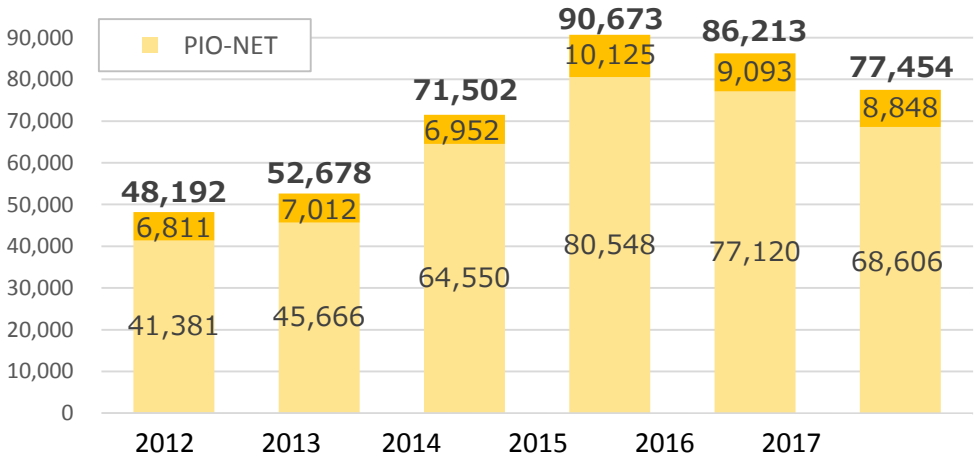

改正法による措置

利用者の利益の保護のためのルールを強化し、既存の利用者保護規律で対応できない課題に対処。

■ 電気通信事業者又は販売代理店について、通信サービスの勧誘に先立って「**自己の氏名若しくは名称**」又は「**勧誘である旨**」を告げずに勧誘する行為を禁止。

➢ **違反した場合は業務改善命令の対象**

利用者の誤解を招く不適切な勧誘の是正

利用者利益の保護を強化

3.「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書骨子（案）

中間報告書骨子（案）の主要事項概要

「利用者料金その他の提供条件」に関する事項

緊急提言に盛り込まれた事項

① **シンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現**
通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた期間拘束の是正

② **販売代理店の業務の適正性の確保**
販売代理店への届出制の導入等

→ 電気通信事業法改正案

③ **利用者の理解促進**
改正法の施行にあわせ、拘束期間における支払総額の目安の提示が行われるよう、消費者保護ガイドラインを改正
店頭手続時間の短縮に向けた各社の取組の効果等を検証

④ **広告の適正化**
消費者の誤認を招くような店頭広告表示とならないよう携帯電話事業者の自主チェックを強化するともに、電気通信サービス向上推進協議会において自主基準等の見直しを検討

⑤ **中古端末の国内流通の促進**
リユースモバイル関連ガイドライン検討会で端末内の利用者情報の消去など中古端末の適正な取扱いのための民間ガイドラインを作成
（注：3/8公表予定）

等

「事業者間の競争条件」に関する事項

① **接続料算定の適正性・透明性の向上**
2019年度末に届出される接続料から、「将来原価方式」による算定を実施（制度整備のため、有識者による検討を開始）
2018年度末に届出される接続料から、審議会へ算定根拠の報告を実施

② **音声卸料金の適正性の確保**
音声卸料金の水準の適正性を確認するため、音声卸料金と実質的な利用者料金との比較検証を実施

③ **ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証**
MNOのサブブランドやグループ内MVNOとの同等性の確保のため、接続料等と利用者料金との比較検証の実施に向け、検証範囲や方法等について詳細な検討を早急に準備

④ **第二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用**
全国BWA事業者（UQ, WCP）の設備を速やかに指定することにより、当該事業者のネットワークの提供条件を適正化

等

【議論の経緯】

第1回会合	第2回会合	第3回会合	第4回会合※	第5回会合	第6回会合※	第7回会合	第8回会合	第9回会合	第10回会合
（10/10）	（10/18）	（11/14）	（11/26）	（12/26）	（1/17）	（1/22）	（2/1）	（2/22）	（3/14予定）
事務局説明 ヒアリング①	ヒアリング②	ヒアリング③	緊急提言（案）	ヒアリング④	緊急提言	討議①	討議②	中間報告書骨子（案）	中間報告書（案）

※ 第4回及び第6回は「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG」と合同開催
※ 橙字は「利用者料金その他の提供条件」に関する事項、緑字は「事業者間の競争条件」に関する事項、黒字は双方に関する事項

４. 第五世代移動通信システム（５Ｇ）

移動通信システムの進化（第1世代～第5世代）

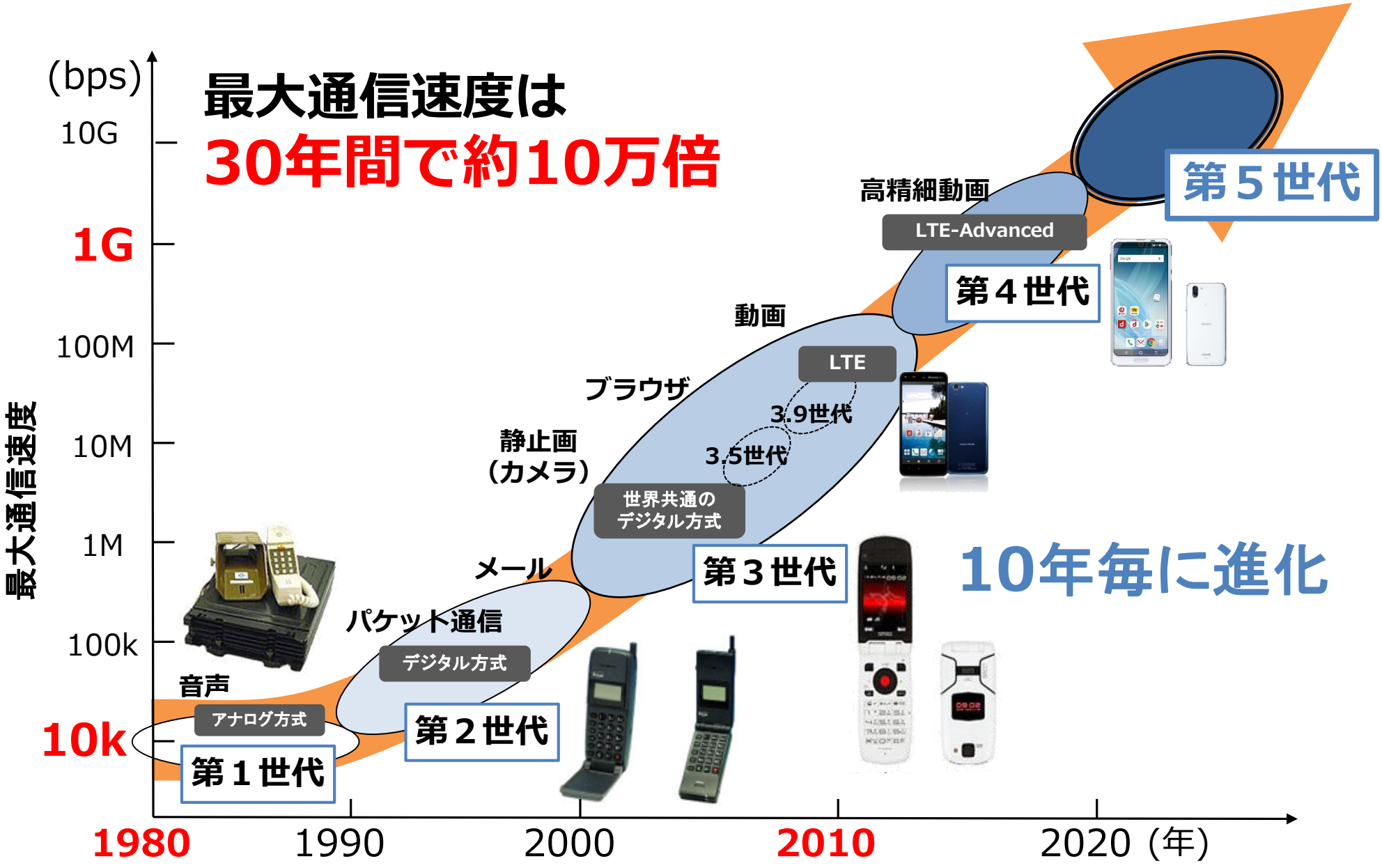

5Gの主要性能

＜5Gの主要性能＞		
	超高速	最高伝送速度 10Gbps
	超低遅延	1ミリ秒程度の遅延
	多数同時接続	100万台/km²の接続機器数

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤

低遅延

移動体無線技術の
高速・大容量化路線

2G　3G　4G

5G

同時接続

超高速

現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供

⇒ *2時間の映画を3秒でダウンロード*（LTEは**5分**）

超低遅延

利用者が遅延（タイムラグ）を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御

ロボットを遠隔制御

⇒ *ロボット等の精緻な操作*（LTEの**10倍の精度**）*をリアルタイム通信で実現*

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の回りのあらゆる機器がネットに接続

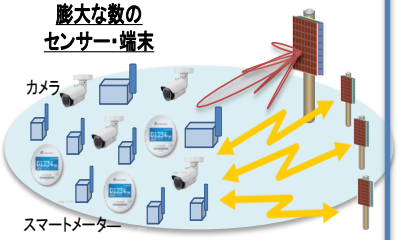

⇒ 自宅部屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続
（LTEではスマホ、PCなど**数個**）

社会的なインパクト大

5Gの周波数の割当枠

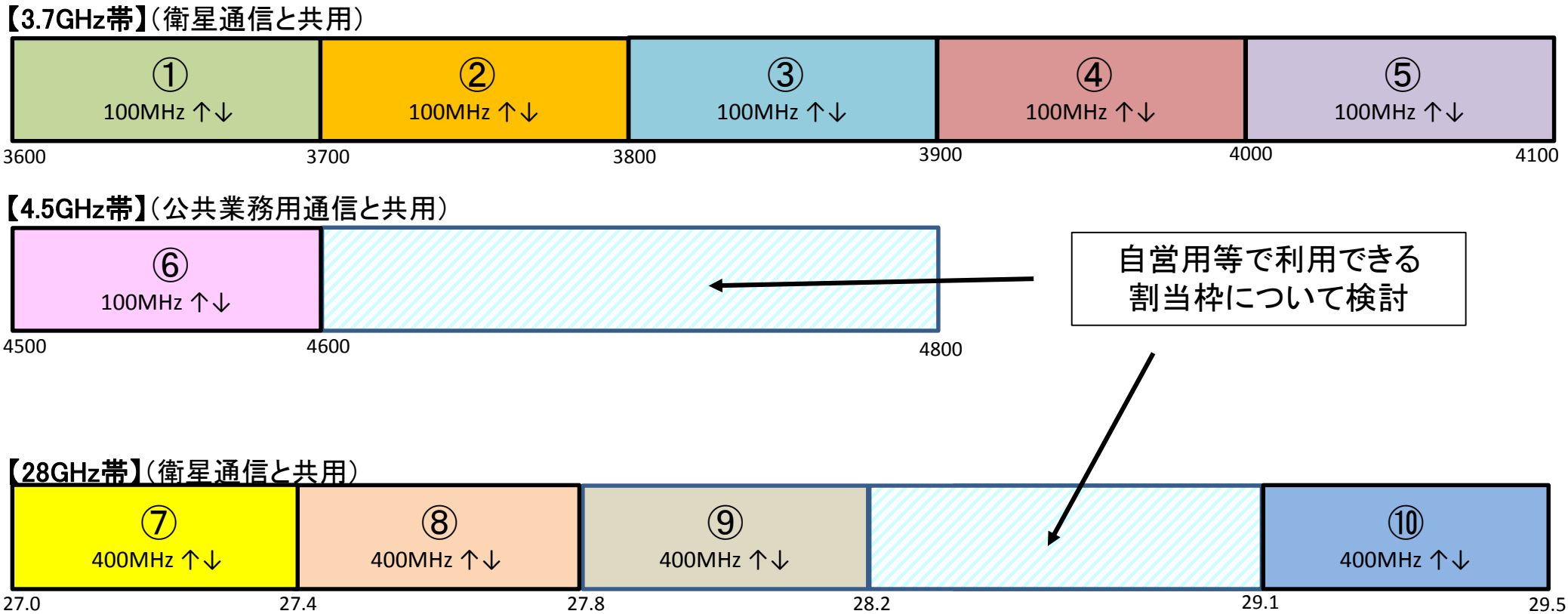

○　申請者は、

（1）　希望する周波数帯(3.7GHz帯及び4.5GHz帯、28GHz帯)ごとに、

（2）　希望する周波数枠(3.7GHz帯及び4.5GHz帯[①～⑥]、28GHz帯[⑦～⑩])について、順位を付して申請。

(3.7GHz帯及び4.5GHz帯にあっては、希望する周波数幅(100MHz幅又は200MHz幅(100MHz幅ずつ指定された合計)もあわせて記載。)

○　絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して比較審査を実施し、点数の高い者から順に希望する周波数枠の割当てを実施。

(周波数特性に鑑み、3.7GHz帯及び4.5GHz帯は一体として割当て審査を実施。)

エリアカバーの要件

■ **全国を10km四方のメッシュ**（国土地理院発行の２次メッシュ）**に区切り、都市部・地方部を問わず事業可能性のあるエリア※を広範にカバー**する。　※対象メッシュ数：約4,500

① **全国及び各地域ブロック別に、５年以内に50%以上のメッシュで５Ｇ高度特定基地局を整備**する。
（全国への展開可能性の確保）

② 周波数の割当て後、**２年以内に全都道府県でサービスを開始**する。　（地方での早期サービス開始）

③ **全国でできるだけ多くの特定基地局を開設**する。　（サービスの多様性の確保）

（注）MVNOへのサービス提供計画を重点評価（追加割り当て時には提供実績を評価）

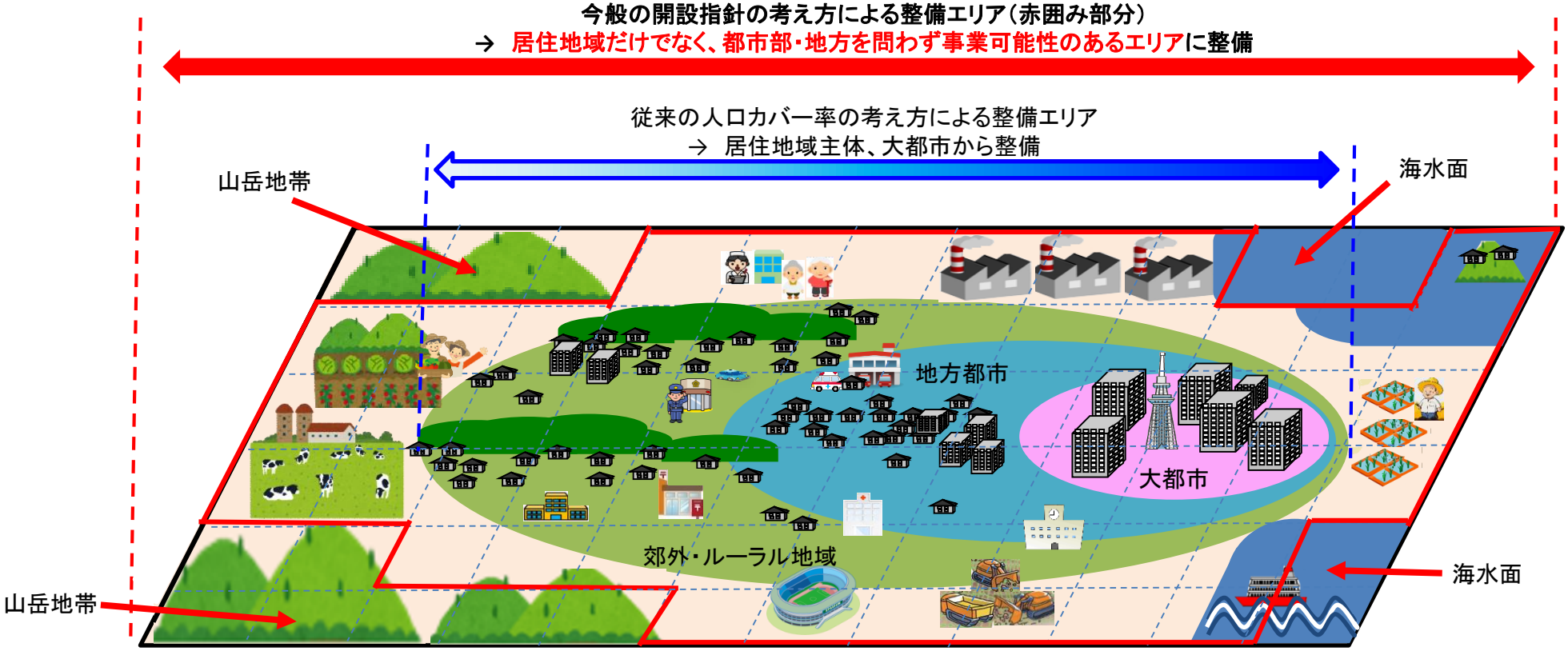

※　５Ｇ用周波数の特性上、1局でカバーできるエリアが小さく、従前の「人口カバー率」を指標とした場合、従来の数十倍程度の基地局投資が必要となるため、人口の少ない地域への5Ｇ導入が後回しとなるおそれ。

メッシュカバーのイメージ

■ 10km四方のメッシュに区切り、**メッシュ毎に５Ｇ高度特定基地局（ニーズに応じた柔軟な追加展開の基盤となる特定基地局）を整備**することで、**５Ｇの広範な全国展開を確保することが可能。**

＜各メッシュにおける5G展開イメージ＞

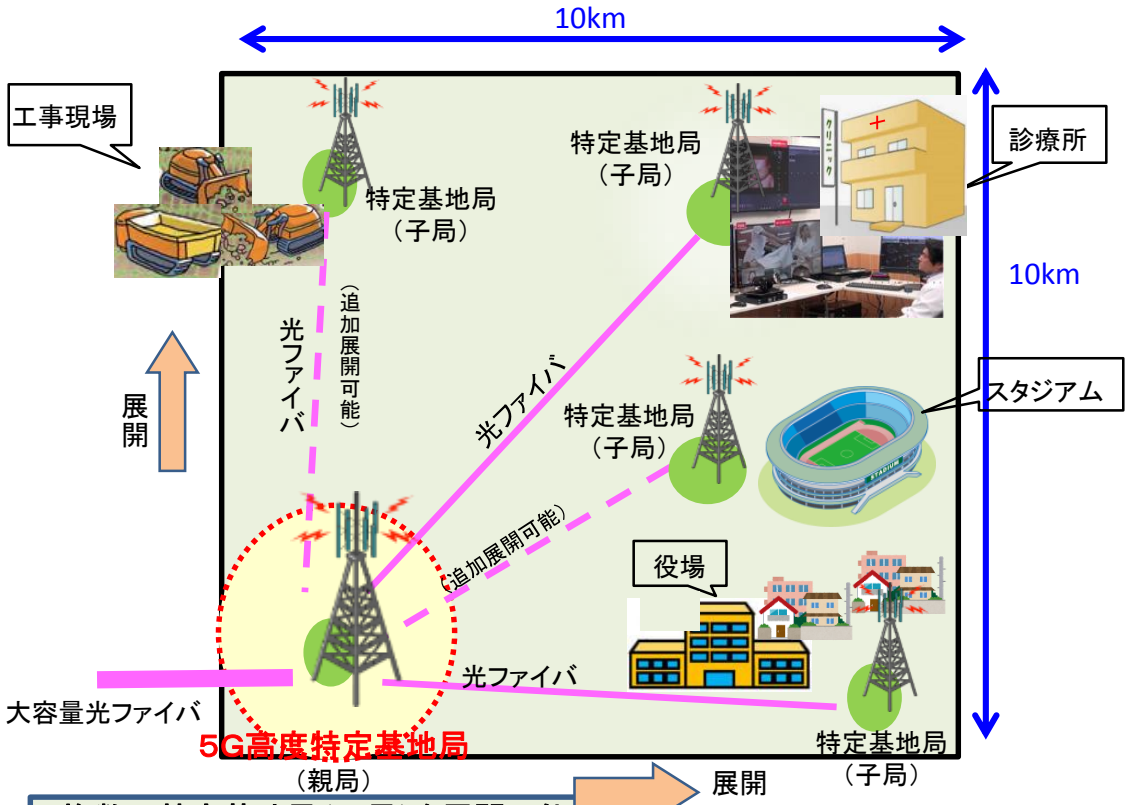

複数の特定基地局（子局）を展開可能な超高速回線を備えた基盤となる5G高度特定基地局を各メッシュ毎に整備

（参考）平均的な生活・産業圏は居住地から概ね10km以内

■ 利用者から見た各公共的施設等までの平均距離（全国平均）については、下図のとおり最も離れた公共的施設等でも10km程度となっている。

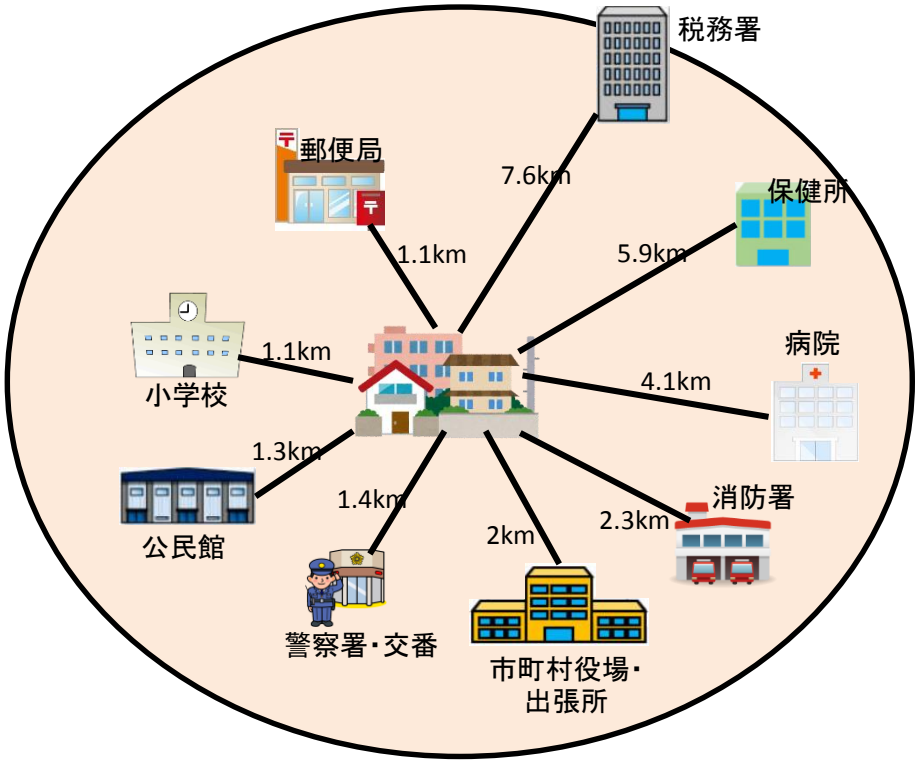

今後のスケジュール

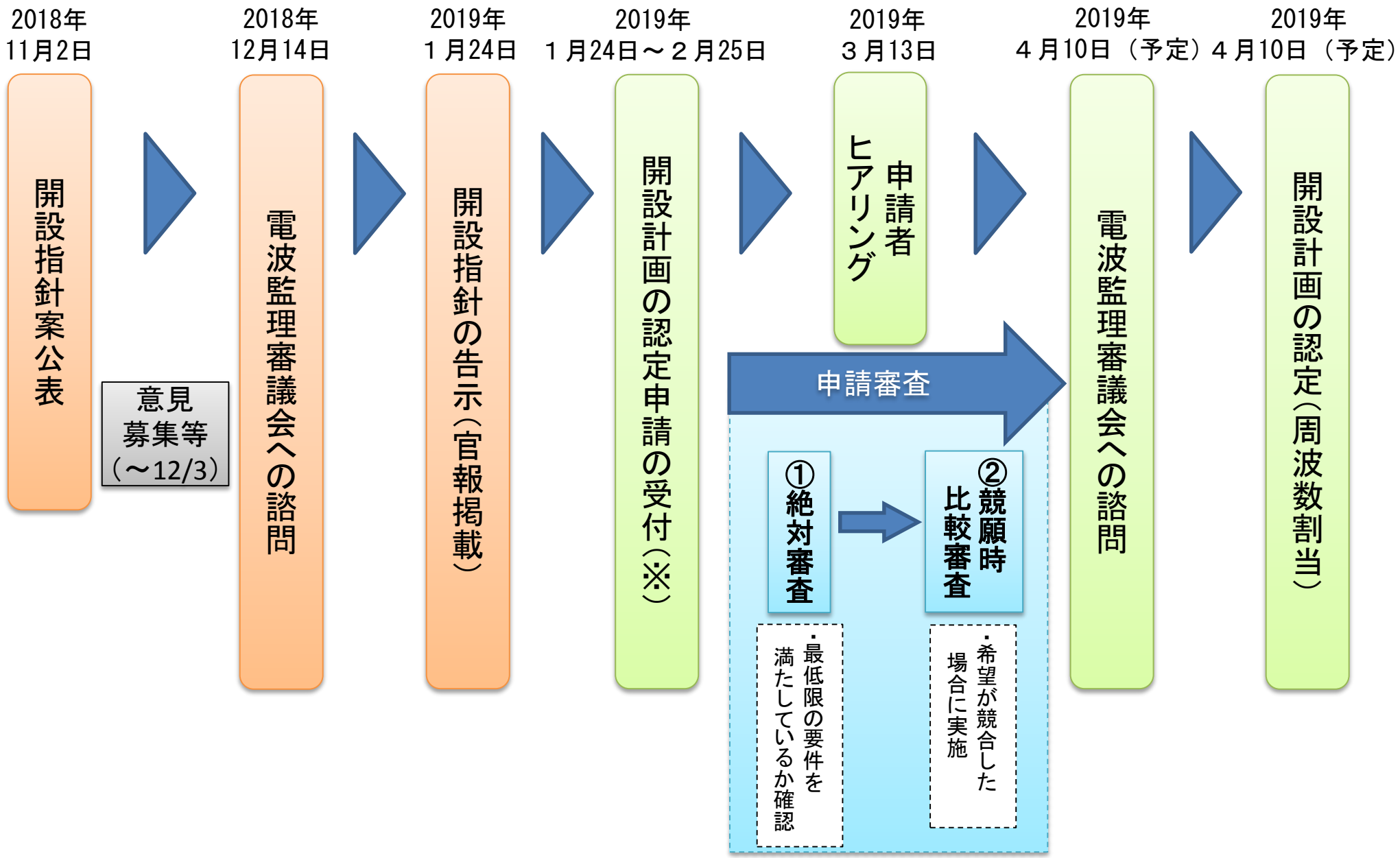
2018年
11月2日
開設指針案公表
意見
募集等
（～12/3）
2018年
12月14日
電波監理審議会への諮問
2019年
１月24日
開設指針の告示（官報掲載）
2019年
１月24日～２月25日
開設計画の認定申請の受付（※）
2019年
３月13日
申請者
ヒアリング
申請審査
①絶対審査
・最低限の要件を満たしているか確認
②競願時
比較審査
・希望が競合した場合に実施
2019年
４月10日（予定）
電波監理審議会への諮問
2019年
４月10日（予定）
開設計画の認定（周波数割当）

絶対審査基準

絶対審査基準		
エリア展開	基準①	**認定から5年後までに、全国及び各地域ブロックの5G基盤展開率※1が50%以上**になるように**5G高度特定基地局※2を開設**しなければならない。
	②	**認定から2年後までに、全ての都道府県において、5G高度特定基地局※2の運用を開始**しなければならない。
設備	③	**特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保**に関する計画を有すること。
	④	特定基地局の運用に必要な**電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策**に関する計画を有すること。
財務	⑤	設備投資等に必要な**資金調達の計画**及び認定の有効期間（5年間）の満了までに単年度黒字を達成する**収支計画**を有すること。
コンプライアンス	⑥	**法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護**（広告での通信速度及びサービスエリア表示等を含む。）のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること。
サービス	⑦	**携帯電話の免許を有しない者（MVNO）に対する**卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定**基地局の利用を促進するための計画**を有していること。（**本計画の実績を、将来の割当てにおいて審査の対象**とする。）
	⑧	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、**多様な料金設定を行う計画**を有すること。
混信対策	⑨	既存免許人が開設する無線局等※3との**混信その他の妨害を防止**するための**措置を行う計画**を有すること。
その他	⑩	**同一グループ**の企業から**複数の申請がない**こと。
	⑪	割当てを受けた事業者が、**既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしない**こと。

※1　5G基盤展開率 ： 全国における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数（約4,500）で除した値をいう。
（注）メッシュ ：「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」（昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）に定めた第2次地域区画をいう。
※2　5G高度特定基地局 ： 理論上最速10Gpbs程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。
※3　3.7GHz帯地球局、航空機電波高度計、4.5GHz帯公共業務用無線局、28GHz帯人工衛星局、電波の監視等

競願時の比較審査基準

競願時の比較審査基準		
エリア展開	基準①	認定から**5年後**における**全国の5G基盤展開率**※1がより大きいこと。 【加点項目】
	②	認定から**5年後**における**基地局の開設数**がより多いこと。 【加点項目】
	③	地下街や地下鉄構内等の**公共空間を含む屋内等**において通信を可能とする**基地局の開設数及び開設場所に関する具体的な計画**がより充実していること。
	④	**5G高度特定基地局**※2**が整備されたメッシュ**※3**及びそれ以外のメッシュ**において、それぞれ需要が顕在化した場合の**基地局の開設等の対策方法**がより充実していること。
設備	⑤	**電気通信設備の安全・信頼性を確保**するための対策に関する具体的な計画がより充実していること。
サービス	⑥	**多数のMVNOに対する**卸電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の多様な方法による**基地局の利用を促進するための具体的な計画**がより充実していること。 【加点項目】
	⑦	**5Gの特徴を活かした高度かつ多様な利活用に関する具体的な計画**及び**5Gの利活用ニーズの拡大に関する取組の具体的な計画**がより充実していること。
その他	⑧	**指定済周波数を有していないこと**若しくは**指定済周波数を使用して電気通信役務の提供を行っていないこと**又は指定済周波数に対する契約数の割合がより大きいこと。
	⑨	携帯電話が利用できない**不感地域をエリア化するための具体的計画**がより充実していること。 【既存事業者のみ】

※1　5G基盤展開率 ： 全国における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数（約4,500）で除した値をいう。
※2　5G高度特定基地局 ： 理論上最速10Gpbs程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。
※3　メッシュ ：「統計に用いる標準地域メッシュおよび標準地域メッシュ・コード」（昭和48年7月12日行政管理庁告示第143号）に定めた第2次地域区画をいう。

5Gを支える光ファイバ整備推進事業（2019年度新規予算）

従来の支援策（情報通信基盤整備推進事業）

現状

支援措置なし
- 民設

一般財源
- 公設

【補助率】
- 1/3
（財政力指数0.3未満の自治体は1/2、離島市町村は2/3）

【2018年度予算額】
6.7億円

新たな支援策（高度無線環境整備推進事業）

2019年度以降

電波利用料財源

民設
- 1/3
（離島は1/2）

公設
- 1/3
（財政力指数0.5未満の自治体は1/2、離島市町村は2/3）

【補助率】

【2019年度予定額】
52.5億円

イメージ図

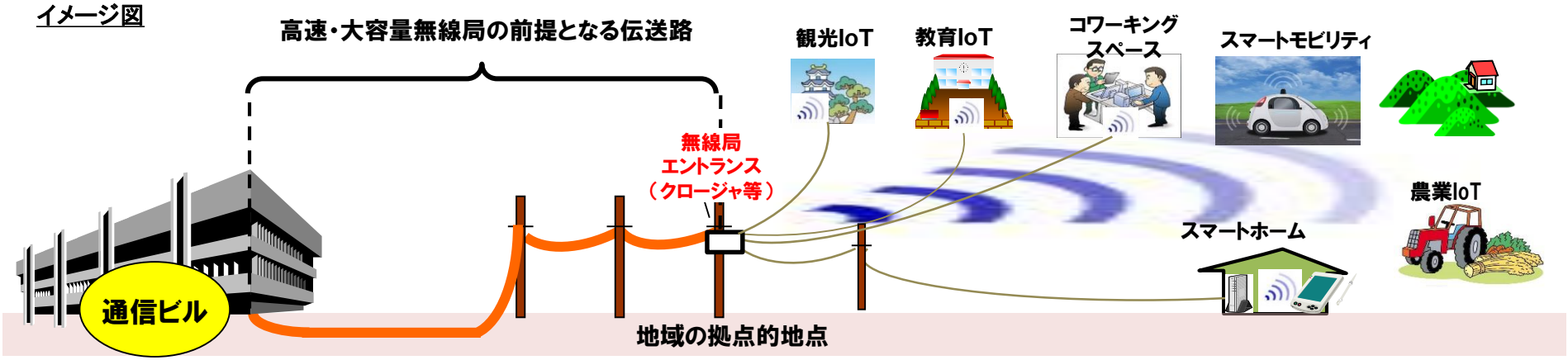

5. 電波法改正（案）の概要

電波法の一部を改正する法律案について

■ **「Society5.0」の基盤となる5Gの迅速かつ円滑な普及・高度化を図り、電波の有効利用を促進するため、電波法を改正し、電波利用料や周波数割当制度の見直しを行う。**

①電波利用料関係

■ 5Gの実現・高度化やIoTの普及拡大を見据え、電波利用料の総額として約750億円が必要（現行は約620億円規模）。
⇒周波数帯域幅や無線局の出力等に基づき算定する電波利用料について、料額区分の見直し等も踏まえて料額を改定。

■ 電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、非効率な技術を使用していると認められるものからは、利用料を徴収。

■ 電波利用料の使途に、①太陽フレア等の電波伝搬への影響の観測・分析等、②地上基幹放送等の耐災害性強化支援を追加。

②周波数割当制度関係

【既存周波数の利用を促進するための規定の整備】

■ 5G等の周波数の割当てにあたり、4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も審査できるよう規定を整備。

[4G基地局との連携がない場合]
5Gの通信エリアの整備に時間が必要

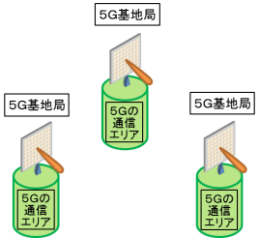

[4G基地局との連携がある場合]
5Gの通信エリアの効率的で効果的な拡大、4Gと5Gのシームレスなサービスが可能

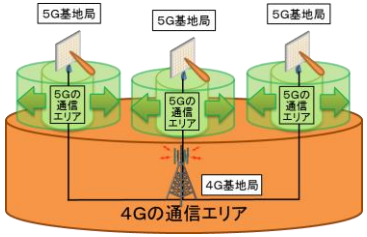

【周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備】

■ 5G等の周波数の割当てにあたり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査できるよう規定を整備。

■ 認定を受けた事業者は申し出た額（特定基地局開設料）を国庫に納付し、その収入はSociety5.0の実現に資する施策に充当。

比較審査項目の見直しイメージ

現行	
周波数ひっ迫度	○点
カバー率	○点
MVNO促進	○点
安全・信頼性確保	○点
不感地域対策	○点
合計	○点

見直し後	
周波数ひっ迫度	○点
カバー率	○点
MVNO促進	○点
安全・信頼性確保	○点
不感地域対策	○点
既存基地局の周波数の活用計画	○点
周波数の経済的価値を踏まえた評価額	○点
合計	○点

申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

③その他

■ 我が国の技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格）を満たす等の条件の下、届出により、最長180日、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、Wi-Fi等を用いた新サービスの実験等を可能とする。